

(設問1)

1 請求1について

(1) Aは、Cに対して、甲の所有権に基づく返還請求権としての甲の引渡請求をしている。そこで、㊦におけるCの主張は、Dの即時取得(192条)による所有権喪失の抗弁であるといえる。

ア 「動産」である甲は、Aの所有物であるから、BD間売買契約は他人物売買契約(561条)として債権的には有効な「取引行為」といえる。そして、「占有者」Dは、「善意」、「平穩」かつ「公然」と占有するものと推定され(186条1項)、かかる推定を覆す事情はない。そして、本件において、Dは、甲につき指図による占有移転(184条)により引き渡しを受けている。そこで、Aは、指図による占有移転は、「占有を始めた」に当たらないと主張する。これが、㊩におけるAの主張である。

イ 即時取得は、真正権利者の権利喪失という犠牲の下、譲受人の信頼を保護する制度であるから、保護に値するほど強い物的支配を確立していなければ、「占有を始めた」に当たらない。そこで、「占有を始めた」といえるためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生じるような占有を取得することを要する。

指図による権利移転後は、B及びDと何ら利害関係を有しないCは、Bではなく、Dのためだけに甲を占有していることになるから、Bは甲の間接占有は喪失する。したがって、Dが一般外観上従来の占有状態に変更を生じるような甲の占有を取得したといえる。よって、本件指図による占有移転は、「占有を始めた」に当たる。よって、㊩におけるAの主張は認められない。

ウ また、取引行為当時のBの占有につき188条が適用される結果、DはBが権利者であると信じてよいことから、Dの無過失が推定される。

DはBから「甲は中古機械の販売業者から買った」という虚偽の説明を受けており、また甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もなかった。そこで、DにBの所有権につき調査すべき義務があったとは言えない。したがって、Dは「過失がない」といえる。

よって、㊦におけるCの主張は認められる。

(2) これに対し、Aは、甲は「盗品」にあたり、「盗難…の時」から2年経過していない令和2年10月15日の時点では、甲の所有権はAにあると主張する(193条)。これが、㊨におけるAの主張である。

盗品等について、いったん占有取得者に所有権が移転し、193条に基づく回復請求により被害者等に所有権が戻るとすると、法律関係が複雑になる。そこで、「盗難又は遺失の時から2年間」は、盗品・遺失物の所有権は被害者等に帰属すると解する。

したがって、甲の所有権はAにある。よって、㉔におけるAの主張が認められる。

(3) 以上より、請求1が認められる。

2 請求2について

(1) AはCに対して、190条に基づく不当利得返還請求をしている。

(2) Cは、令和2年5月1日、Bと使用貸借契約を締結し、甲の引渡しを受けた際、【事実】1及び2を知らなかったから、Bが所有権を有しないことを知らなかったといえる。また、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もなかった。したがって、Cは、甲の所有者がBであると信じていたといえる。よって、Cは「悪意の占有者」にあたらない。

(3) 以上より、請求2は認められない。

(設問2)(1)

1 契約①の性質

契約①において、合格者数に応じた成功報酬という「仕事の結果」に対する「報酬」を定めているから、契約①の性質は請負契約(632条)とも思える。しかし、契約①では、月額報酬60万円という役務提供の対価としての報酬も定めている。そこで、契約①の性質は、準委任契約(655条、643条)であると考える。

2 契約①によるEの債務の内容

Eは、契約①の「本旨に従い」、「善良な管理者の注意をもって」(644条)、本件講座を開設し授業を行うという債務を負う。

(設問2)(2)

1 請求3

Eは、Aに対して準委任契約に基づく報酬支払請求をする。これに対して、Aは、Eが委任事務を履行していないから、報酬を支払う必要はない(648条2項本文)と反論する。

AがEに対して、指導方法の改善を要求した令和3年8月6日以降、Eは、契約①に基づく債務をとして、指導方法を改善した上で授業を行う債務を負っていた。しかし、Eは従来の指導方法を維持したまま授業を行い、その結果、同年8月31日の時点で本件講座に継続して出席している受講生が当初の30名から20名まで減った。したがって、本件①に基づく債務を「履行した」とはいえない。

よって、Eの請求3は認められない。

2 請求4

(1) Eは、651条2項本文に基づく損害賠償請求権として損害賠償金120万円の支払いを請求する。Aは、令和3年8月31日に、Eに対し、解除の意思表示をしている()。また、契約①が

解除されると、Eは9月・10月の報酬を受け取ることができなくなるから、「相手方」Eに「不利な時期に委任を解除した」といえる。これに対し、Aは、「やむを得ない事由があった」（同項但書）と反論する。

(2) Aが本件契約を8月31日に解除したのは、上述1の通り、Eが債務の履行をしなかったからであるから、「やむを得ない事由があった」といえる。

(3) よって、Aの反論が認められるため、Eの請求4は認められない。

（設問3）(1)

1 500万円全額について

Fは、本件債務が時効により消滅した（457条2項、166条1項1号）と主張する。

本件債務の弁済期である令和10年4月1日が「債権者が権利を行使することができることを知った時」にあたる。そして、令和15年5月11日の時点で、「5年」が経過した。

もっとも、Aが、令和10年6月20日、Hに対して本件債務の弁済猶予を求める書面を送付したから「権利の承認」（152条1項）したといえる。これにより、時効について更新が生じた。承認の時点から「5年」は経過していないから、本件債務の消滅時効は完成していない。

したがって、上記Fの主張は認められない。

よって、Fは、500万円全額の支払いを拒絶することはできない。

2 100万円分について

(1) Fは、AのHに対する売買代金債権100万円を自働債権として相殺（457条3項、505条1項本文）を主張する。これに対して、Hは、売買代金債権の消滅時効を主張すると考えられる。

(2) 売買代金債権の弁済期である令和4年8月31日が「債権者が権利を行使することができることを知った時」にあたる。そして、令和9年8月31日の時点で、「5年」が経過した。

(3) もっとも、相殺適状時である令和10年4月1日までに消滅時効の援用がなかったから、「債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」（508条）といえるのではないか。

ア 508条の趣旨は、相殺の期待の保護にある。そこで、「債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」というためには、自働債権の消滅時効の完成以前に相殺適状にあったことが必要であると解する。

イ 売買代金債権の相殺適状時は令和10年4月1日であるから、消滅時効が完成した令和9年8月31日以前に相殺適状にあったとはいえない。

したがって「債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」とはいえない。

(4) よって、Hの主張が認められるから、Aは100万円分の支払を拒絶することができない。

設問3(2)

1

1 Aに対する求償

「主たる債務者の委託を受けない保証をした」（462条1項）Hは、Aに対して、459条の2第1項に基づき求償権を行使する。

Fが300万円の弁済をしたことにより「主たる債務者」Aは、300万円の「利益」を受けた。

したがって、FはAに対し、300万円を求償することができる。

2 Fは、Gに対し、465条1項・442条1項に基づき求償権を行使する。Fが300万円という「自己の財産をもって」弁済することによって、FとGは「共同の免責を得」ている（442条1項）。そして、FG間では内部的負担割合に関する合意がないため、負担割合は2分の1ずつとなる。

したがって、FはGに対し、Gの「負担部分に応じた額」である150万円について求償することができる。

以上